

尾張旭市監査公表第12号

平成31年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

市民生活部産業課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>コードレス電話機の廃棄処分について、物品不用決定伺書の作成がされず、物品出納員と協議を行うことなく廃棄している。</p> <p>尾張旭市物品管理規則第18条に従い、物品不用決定伺書により不用の決裁を受けた後、同規則第19条第1項及び尾張旭市物品管理規則取扱要綱第10条第1項により、物品出納員と協議（財産経営課へ合議）を行った上で、売却、譲与又は廃棄する必要がある。</p>	<p>指摘事項については、適正に改め、今後適切な事務処理を行います。</p>